

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年5月 23 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800397号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900021号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年4月26日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成25年4月26日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月26日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年4月26日から同年5月1日まで

A社に平成25年4月30日まで勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録が年金額に反映されない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているため、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録並びにA社から提出された請求者に係る賃金台帳及び源泉徴収簿により、請求者が請求期間において同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係る賃金台帳及び源泉徴収簿により確認できる請求期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年4月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し誤って提出したことを認めている一方、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答しているが、同年4月26日から同年5月1日までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が同年4月26日となっているところ、その後、事業主は、当該資格喪失年月日を同年5月1

日に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 31 年 2 月 25 日に提出していることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800405号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年4月1日から平成12年10月24日まで

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、手元にある市民税・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)で分かる給与収入と比べて低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成9年度(平成8年分)から平成12年度(平成11年分)までの市民税・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)(以下「税額通知書」という。)を提出し、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額を、税額通知書の給与収入に見合う標準報酬月額に訂正するよう求めている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間のうち平成8年4月1日から平成9年1月1日までの期間については、請求者から提出された平成9年度の税額通知書により、請求者の平成8年分の給与収入の総額及び社会保険料の総額については確認できるが、A社は当該期間の賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者も給与明細書、預金通帳等の資料を保有していないことから、当該期間に係る各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求期間のうち平成9年1月1日から平成12年10月24日までの期間については、A社から提出された賃金台帳及び請求者から提出された平成10年度から平成12年度までの税額通知書により、各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できるものの、当該期間に

係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが認められる。

このほか、請求期間において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。